

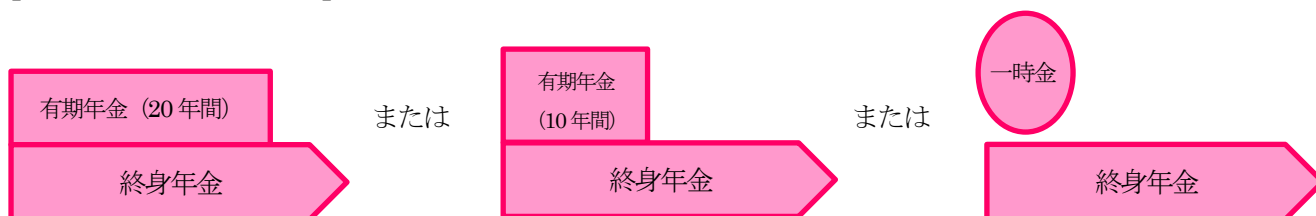
退職等年金給付（年金払い退職給付）「退職年金」の請求手続きのご案内

共済年金の職域年金相当部分廃止後の新たな年金として「年金払い退職給付」が創設されました。裏面の記入例を元に請求書を記入し、請求を行ってください。

なお、「年金払い退職給付」は厚生年金の請求とは別に請求を行わなければ支給されませんので、必ず請求を行ってください。

退職年金は、1年以上引き続き組合員期間を有する方が、退職した後 65 歳に達したとき、または 65 歳に達した日以後に退職したときに支給されます（60 歳から繰上げ可能です。また、70 歳までは繰下げも可能です）。退職時まで積み立てた給付算定基礎額の半分は有期年金、半分は終身年金として支給され、有期年金は 10 年または 20 年支給のいずれかを選択します（一時金の選択も可能です）。

【退職年金のイメージ図】



●請求に必要な添付書類

- ①及び②については、厚生年金と同時に請求する場合は、添付を省略できます。
- ① 年金受取用の口座名義及び口座番号の確認できる金融機関の預貯金通帳の写し（ただし、請求書の所定の欄に金融機関の確認印を受けた時は、写しは不要です）
- ② 戸籍抄本または住民票（住民票コードを記載した場合及び住民基本台帳ネットワークシステムで確認できる場合は添付不要です）
- ③ 有期年金で一時金を選択される場合は「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」及び今年中に退職手当等の支払を受けている場合はその退職手当等の源泉徴収票（写）（上記申告書をご提出いただかなかった場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は 20.42%となります。住民税はお住まいの市区町村にてご自身で納税が必要となります。申告書様式は国税庁ホームページよりダウンロードしてご提出ください。

https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_37.htm

- ※ 追加で必要な添付書類が発生した場合は、共済組合からご連絡の上ご提出をお願いすることがありますのでご了承ください。

●連絡先・郵送先

〒162-0052 東京都新宿区戸山 3-17-1

東京都職員共済組合事務局年金保険部年金課

電話番号 03-3232-4755

HP アドレス <http://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>